

国立大学法人和歌山大学教育研究評議会規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 13 号

最終改正 令和 5年 3月29日

(設置)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則（以下「組織規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 将来計画に関する事項
- (2) 中期目標についての意見（国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）が国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）（以下「法人法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項（本学の経営に関する事項を除く。）
- (3) 中期計画に関する事項（本学の経営に関する事項を除く。）
- (4) 学則（本学の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
- (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) 教育研究組織の設置・改廃に関する事項
- (11) 学生の身分に関する事項
- (12) 経営協議会の学外委員についての意見に関する事項
- (13) その他本学の教育研究に関する重要事項

(組織)

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 学系長
- (4) 学部長
- (5) 学環長
- (6) 各学部から選出された教授 各2名
- (7) 学長がセンター等の長の内から指名するもの 1名
- (8) 事務局長

2 前項各号に掲げる者のほか、組織規則第14条第1項の規定により副学長（同条第2項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合

教育研究評議会規程

には、当該副学長（当該副学長が2人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）を評議員とする。

（任期等）

第4条 前条第4号及び第5号の評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に欠員が生じた場合は、後任者を選出することとし、その任期は前任者の残任期間とする。

（議長）

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を招集する。

（開会）

第6条 教育研究評議会は、原則として月1回以上開催する。

2 教育研究評議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、教育研究評議会を開くことができない。

（議決）

第7条 教育研究評議会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第8条 教育研究評議会が必要と認めるときは、評議員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

第9条 教育研究評議会に関する事務は、企画課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第3条第5号の評議員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第557号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第715号）

1 この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程改正後、最初に第3条第4号により観光学部から選出される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1246号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1403号）

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1494号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1592号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1679号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2131号）
この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2163号）
この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2396号）
この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2519号）
この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。